

規制対象事項チェックリスト

106 ロール機等

1. 紙、布、金属箔等を通すロール機には、囲い、ガイドロール等を設けている。
2. シャトルを有するロール機には、シャトルガードを設けている。
3. 伸線機の引抜きブロックまたはより線機のケージには、覆い、囲い等を設けている。
4. 射出成形機、鋳造造形機、型打ち機等による危険を防止するため、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けている。
5. 扇風機には、網または囲いを設けている。
6. 運転中の機械に必要なが生じた場合には、運転を停止するための、スイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力遮断装置を設けている（連続した一連の機械で、共通の動力遮断装置があり、かつ、行程の途中で人力による原材料の送給、取り出し等を行う必要がないものを除く）。
7. 機械の運転を開始する際に、総合運転方式にあつては原動機にスイッチを入れる場合、また連続した一団の機械にあつては原動機に共通のスイッチを入れる場合、一定の合図のもとに行っている。